

先端設備等 導入計画



認定を取得すると、税制支援や金融支援を受けることができます。

認定について

【対象者】

中小企業者（個人事業主、企業組合、協業組合、事業協同組合等を含む）

※詳細はホームページをご参照ください。

【対象設備】

3年間、4年間又は5年間の任意の期間内に、労働生産性を直近の事業年度末と比較して
年平均3%以上向上させるために導入する先端設備等で、次に該当するもの。

《機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア》

※生産・販売活動等に直接供される、未取得の設備(中古資産を除く)に限ります。

税制支援

「先端設備等導入計画」に基づき設備を新規取得した場合、要件を満たせば、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が最大5年間、1/3に軽減されます。

	設備等の導入時期	減免期間	税率
通常	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/3
従業員に対し、申請事業年度の直前の事業年度と比較して 1.5%以上の賃上げ を表明した場合	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3

【要件】

- 令和5年4月1日～令和7年3月31日の期間に認定を受け導入した設備であること。
- 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

【対象企業】

中小事業者等(大企業の子会社を除く・綾瀬市内で事業を営む事業者)

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

【対象設備】

設備の種類	最低価格	備考
機械装置	160万円以上	
工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

申請手順は裏面をご確認ください。

申請の流れ

「投資計画に関する確認依頼書」および「(別紙) 基準への適合状況」を作成

認定経営革新等支援機関へ次の書類を提出し、
「投資計画に関する確認書」および「先端設備等に関する確認書」を取得

- 「投資計画に関する確認依頼書」及び「(別紙) 基準への適合状況」
- 直近1年分の「貸借対照表」及び「損益計算書」
- 導入する設備の見積書(使用や金額が分かるもの)
- 売上高及び営業利益が増加する場合の根拠となる積算資料(任意様式)
- 売上原価/販管費が減少する場合の根拠となる積算資料(任意様式)
- 工場や店舗のレイアウト図等で設備導入前後の変化を確認できるもの
(ソフトウェアについては、導入前後の変化を確認できるもの)

市工業振興企業誘致課へ次の書類を提出

- 先端設備等導入計画に係る認定申請書・先端設備等導入計画
- 「先端設備等に関する確認書」の原本
- 市税完納証明書(市役所2階収納課窓口にて1通300円で発行)
- 反社会的勢力に係る誓約書
- 役員等一覧表

税制支援を受ける場合は上記に加えて、次の書類を認定申請時に提出

- 「投資計画に関する確認依頼書」の原本及びその「(別添)」・「(別紙)」
- リース契約見積書の写し(リース契約のみ)
- (公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(リース契約のみ)
- 「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の原本(表明する場合のみ)

審査(2~3週間)を経て認定決定通知を発行

設備取得(検収など所有権の移転を指します)

◆金融支援◆

「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠で追加保証が受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

※認定申請前に、県信用保証協会または(一社)全国信用保証協会連合会へご相談ください。

<問合せ先>

綾瀬市 産業振興部 工業振興企業誘致課

E-mail : wm.705661@city.ayase.kanagawa.jp TEL : 0467-70-5661



市HP